

固定資産税の改正

Q : 固定資産税の今年度の取扱いは、どのようになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

平成18年度は、固定資産税の評価替えの年になっており、宅地の負担調整措置が気になるところですが、商業地等については、課税標準等の法定上限(評価額の70%)が維持されるとともに、平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額制度が継続されることとなっています。また、住宅地についても次のように宅地に係る課税標準等の法定上限80%が維持されることとなっています。

[商業地等]

- ① 負担水準が70%超
評価額の70%
- ② 負担水準が60%以上70%以下
前年度の課税標準
- ③ 負担水準が60%未満
前年度の課税標準+当年度の評価額+5%
(60%を上回る場合は60%相当額とし、
20%を下回る場合は20%相当額)

[住宅用地]

- ① 負担水準が80%以上
前年度の課税標準
- ② 負担水準が80%未満
前年度の課税標準+住宅用地特例率
(6分の1又は3分の1)+5%
(80%を上回る場合は80%相当額とし、
20%を下回る場合は20%相当額)

